

# 新潟県小学校長会ホームページの運用について

令和3年1月10日  
ホームページ委員会

## 1 ねらい

新潟県小学校長会の活動方針、活動の概要、郡市小学校長会及び政令指定都市小学校長会の活動の概要並びに会員の取組等を、会員や県民にホームページをとおして広報することで、会員の学校運営及び会員相互の交流に寄与するとともに、県民に開かれた小学校長会の一助とする。

## 2 作成の方針

- (1) 新潟県小学校長会の主な活動、各部の活動、研究集会の概要及び調査研究活動報告等、小学校長会の活動概要を広報する。
- (2) 教育課題に対する様々な提言及び教育随想等、会員の取組を中心に掲載する。
- (3) 教育関係者、教職員、会員及び県民が、学校及び県内教育行政機関等に容易にアクセスできるようにして、教育に係る広報活動の一助とする。

## 3 掲載基準

- (1) 新潟県小学校長会が刊行する印刷物から、本ホームページのねらい及び作成の方針に資する内容を掲載する。
- (2) 印刷物から掲載データを作成する際、原則としてPDFファイルにして当該ページから別ウィンドウで開くようにリンクさせる。(印刷物を作成する際に、掲載項目の電子データをホームページに活用できるよう広報部の関係委員会と調整する。)
- (3) 掲載資料はホームページ委員会において、掲載の順序、資料及び図画の取捨を定め、又は編集の都合で削除、あるいは加えることがある。ただし、主要な部分についてはこれを行わない。
- (4) ホームページ委員会において、内容に大幅な変更等を加えようとするときは、広報部長の決裁を得る。但し、必要があるときは、会長の決裁を得る。
- (5) ホームページの掲載は、第1回ホームページ委員会において掲載内容等を検討・決定して作成作業を行い、随時掲載する。また、広報部等の刊行物の内容変更等に伴って更新していく。

## 4 掲載項目（トップページの上部タブに準ずる）

- (1) 当会のご案内
  - ①沿革  
新潟県小学校長会の沿革に係る重要事項について追加する際は、会長に諮って更新する。
  - ②会旗・会章について
  - ③事務局所在地
  - ④県小ホームページの運用
- (2) 県小代議員会
  - ①新潟県小学校長会代議員会（例年5月開催）の大会要項から、次の項目を掲載する。
    - ア 会長挨拶（巻頭言）
    - イ 新潟県小学校長会代議員会大会宣言
    - ウ 活動の大綱
    - エ 各部組織運営要綱
    - オ 会則
  - ②新潟県小学校長会代議員会の大会要項から、各部の活動計画を掲載する。
    - ア 対策部
    - イ 福利部
    - ウ 研修部
    - エ 広報部各部の組織改正があったときは、改正に基づいて更新する。
  - ③ 歴年の活動報告は、当面の間、掲載する。
  - ④ 新任校長の決意（代議員会における新任校長代表の決意文）
- (3) 初等教育巻頭言

- ①新潟県小学校長会誌「初等教育」(年1回1月刊行)から、会長の巻頭言を掲載する。
- ②「初等教育」誌面をPDFファイル化し、掲載する。
- ③歴年の巻頭言は、当面の間、掲載する。
- (4) 提言(令和元年度から、PDFファイルで掲載)
  - ① 新潟県小学校長会誌「初等教育」から、会員の提言を掲載する。
  - ② 「初等教育」誌面をPDFファイル化して掲載する。その際、学校名は明示するが、氏名及び顔写真は掲載しない。
  - ③ 掲載について、事前に寄稿会員の承諾を得る。(『初等教育』執筆依頼の際に、ホームページ掲載について承諾を得る。)
  - ④ 掲載に際し、目次に発行年度を記載する。
  - ⑤ 歴年の提言は、当面の間、掲載する。
- (5) 調査報告
  - ① 「調査研究活動報告書」(年1回1月刊行)から、調査結果と考察を掲載する。
  - ② 歴年の調査報告は、当面の間、掲載する。
- (6) 校長会報(平成27年度から、PDFファイルで掲載)
  - ① 正副会長、部長以外の氏名は掲載しない。ただし、役員一覧等、必要に応じて掲載することもある。
  - ② 記事等の文面に正副会長、部長以外の個人名が掲載されないよう、作成の際に役職名等で標記するように依頼する。暦年の掲載記事は、さかのぼって修正しない。
  - ③ 掲載について、事前に寄稿会員の承諾を得る。(『校長会報』執筆依頼の際に、ホームページ掲載について承諾を得る。)
  - ④ 学校紹介で紹介した学校から写真データの提供を受け、トップページにフラッシュで表示する。
  - ⑤ 歴年の掲載記事は、当面の間、掲載する。
- (7) 大会記録
  - ① 新潟県小学校長会誌『初等教育』から、研究集会の概要と考察を掲載する。
  - ② 報告等の文面に正副会長、部長以外の個人名が掲載されないよう、作成の際に役職名等で標記するように依頼する。暦年の大会記録は、さかのぼって修正しない。
  - ③ 歴年の大会記録は、当面の間、掲載することとする。
- (8) 県内小学校ホームページ
  - ① 県内各小学校のホームページリンクを掲載する。
  - ② リンク切れ又はリンク先URLに変更があったときは、修正更新する。年度当初の統廃合については、第1回ホームページ委員会後に修正する。
- (9) 児童見舞金
  - ① 新潟県小学校児童見舞金規程、手続きの流れ、記載例、記入様式を掲載する。
  - ② 前年度までの実績を掲載する。
- (10) リンク集
  - ① 県内各小学校のホームページリンクを掲載する。
  - ② リンク切れ又はリンク先URLに変更があったときは、修正更新する。年度当初の統廃合については、第1回ホームページ委員会後に修正する。

## 5 その他

- (1) 不測のデータ損失等に備えて毎年度末にホームページデータをCD-ROM等にバックアップし、新潟県小学校長会事務局で保管する。
- (2) 令和元年度のプロバイダ契約内容等は、次のとおりである。
  - ① URL <http://www.niigataken-shokocho.jp>
  - ② 契約者 新潟県小学校長会
  - ③ 契約担当者 県小校長会事務局
  - ④ 契約者所在地 新潟市中央区万代1-3-30 万代シティホテルビル3階
  - ⑤ サービス名 ウェブホスティング
  - ⑥ 容量 Web500MB
  - ⑦ 契約プロバイダ 株式会社プラカードジャパン  
所在地：長岡市石動町310-1  
電話 0258-46-3324 Fax 0258-46-3325

